

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(32,630)	(負債の部)	(15,398)
流動資産	16,356	流動負債	12,131
現金及び預金	1,749	支払手形	1,491
受取掛手形	3,576	買掛金	4,014
売掛金	6,746	短期借入金	4,440
商品・材料	832	1年以内返済長期借入金	1,464
原貯蔵品	136	未払法人税等	123
貯蔵品	18	未払消費税等	33
前払費用	157	未払費用	42
短期貸付金	1,734	未払受取金	70
その他の流動資産	1,214	前払引当金	90
貸倒引当金	201	賞与引当金	24
	△ 10	その他の流動負債	99
固定資産	16,273		237
有形固定資産	10,661	固定負債	3,267
建物	5,641	長期借入金	2,669
構築物	159	長期繰延税金負債	4
機械及び装置	1,491	退職給付引当金	579
車両及び運搬具	4	預り保証金	14
工具器具及び備品	261		
土地	3,102		
建設仮勘定	1		
無形固定資産	449	(資本の部)	(17,231)
ソフトウェア	413	資本金	13,100
電話加入権	21	資本剰余金	3,345
その他の無形固定資産	13	資本準備金	3,345
投資等	5,163	利益剰余金	800
投資有価証券	924	当期末処分利益	800
子会社株	1,383	(うち当期利益)	(661)
出資	3	株式等評価差額金	6
子会社出資	918	自己株式	△ 21
長期貸付金	22		
長期・短期保証金	1,422		
長期前払費用	252		
破産債権更生債権	36		
その他の債権	56		
その他の投資	229		
貸倒引当金	△ 85		
資産合計	32,630	負債及び資本合計	32,630

損 益 計 算 書

(自 平成14年4月1日)
(至 平成15年3月31日)

科 目	金	額
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
製品商品売上高	28,227	28,227
営業費用		
製品商品売上原価	19,901	
販売費及び一般管理費	7,366	27,267
営業利益		959
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	97	
その他の営業外収益	363	461
営業外費用		
支払利息	219	
その他の営業外費用	192	412
経常利益		1,009
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	10	
厚生年金基金代行部分返上益	1,270	
その他の特別利益	26	1,308
特別損失		
固定資産廃棄損	159	
子会社株式評価損	365	
投資有価証券評価損	404	
退職給付会計基準変更時差異償却	381	
その他の特別損失	309	1,621
税引前当期利益		696
法人税、住民税及び事業税		34
当期利益		661
前期繰越利益		138
当期未処分利益		800

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの…………… 決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法… 総平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産（ソフトウェアを除く）…………… 定額法
- (2) ソフトウェア…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (3) 長期前払費用…………… 効果の及ぶ期間に応じて均等償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

- 試験研究費…………… 支出時に全額費用として処理する方法にしております。
なお、平成11年3月31日以前に支出したものについては、繰延資産に計上し商法に規定する期間（5年）で每期均等額を償却しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に充当するため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。それに伴い、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。本処理に伴う影響額は1,270百万円であり、特別利益に計上しております。

なお、当期末における返還相当額は5,467百万円であります。

9. 新株予約権

旧商法第280条ノ19第1項ならびに商法第280条ノ20および商法第280条ノ21によるストックオプション

株主総会の決議日	平成12年6月29日	平成13年6月28日	平成14年6月27日
発行すべき株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株引受権残高(上限額)	292百万円	354百万円	247百万円
発行価額(行使価額)	193円	225円	154円

10. 1株当たり当期利益……………7円47銭

11. 配当制限

商法第290条第1項第6号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は6百万円であります。

損益計算書注記

1. 子会社に対する売上高……………1,497百万円
2. 子会社からの仕入高……………9,610百万円
3. 子会社との営業取引以外の取引高……………229百万円